広島県後期高齢者医療広域連合会計管理者事案決裁規程

平成２０年４月１日

訓令第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、会計管理者の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事案決裁の適正化を図るものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 課長　広島県後期高齢者医療広域連合会計課設置規則（平成２０年広島県後期高齢者医療広域連合規則第３号。以下「規則」という。）第３条第１項に規定する課長をいう。

(2) 係長　規則第３条第１項に規定する係長をいう。

(3) 決裁　会計管理者及び課長（以下「決裁権者」という。）が、会計管理者の権限に属する事務につき、会計管理者の名の下に最終的に意思を決定することをいう。

(4) 代決　決裁権者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時的に、その者に代わって決裁することをいう。

(5) 不在　出張又は休暇その他の理由により、決裁権者が決裁できない状態にあることをいう。

（決裁の順序）

第３条　決裁は、原則として、順次上司の意思決定を経るものとする。

（課長の専決事項）

第４条　課長は、会計管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) １件１００万円未満の調定調書の確認に関すること。

(2) １件１００万円未満の戻入、戻出調書の審査に関すること。

(3) 次に掲げる経費に係る支出負担行為書の確認及び支出命令書の審査に関すること。

ア　報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、並びに負担金、補助及び交付金（派遣職員給料等負担金に限る。）の支出に係る経費

イ　アに掲げるものを除く１件１００万円未満の経費。ただし、交際費及び需用費（食糧費に限る。）の支出に関する経費を除く。

(4) 小切手の振出しに関すること。
(5) 有価証券の出納及び保管に関すること。
(6) 物品の出納及び保管に関すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が指定した事項に関すること。

（代決）

第５条　会計管理者が不在の場合は、課長が、その決裁事案を代決することができる。

２　課長が不在の場合は、係長が、その決裁事案を代決することができる。

（代決できる事案）

第６条　代決は、特に至急に処理しなければならない事案に限り行うことができる。ただし、決裁権者が、あらかじめ代決してはならないものと指定した事案又は異例若しくは疑義のある事案については、代決することができない。

（代決後の手続）

第７条　代決した事案については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。

附　則

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。